

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

選挙管理委員会

ページ

○衆議院議員総選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務代理者	一
○衆議院議員総選挙における選挙会及び選挙分会の場所及び日時	二
○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務代理者	二
○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時	二
○衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法第九十四条の規定による選挙運動に関し支出することができる金額	二
○直接請求に要する選挙権を有する者の数(四件)	二
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第一区の選挙長の事務を行う場所	四
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第一区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時	四
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第二区の選挙長の事務を行う場所	四
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第二区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時	四
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第三区の選挙長の事務を行う場所	四
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第三区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時	四
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第四区の選挙長の事務を行う場所	五

○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第四区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時	五
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第五区の選挙長の事務を行う場所	五
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第五区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時	五
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第六区の選挙長の事務を行う場所	五
○衆議院小選挙区選出議員選挙における宮城県第六区の選挙立会人のくじを行う場所及び日時	五
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所	五
○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会立会人のくじを行う場所及び日時	六
○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所	六

選挙管理委員会

○宮選管告示第百三十二号
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び同法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条の規定により、平成二十四年十一月十六日執行の衆議院議員総選挙における選挙長、宮城県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
平成二十四年十二月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

衆議院小選挙区選出議員選挙

宮城県第一区

選 挙 長 仙台市泉区加茂四丁目二番地の二 菊 地 光 輝

同職務代理者 仙台市青葉区栗生二丁目八番地の三三 小 野 和 宏

宮城県第二区

選 挙 長 仙台市泉区加茂四丁目二番地の二 菊 地 光 輝

同職務代理者 仙台市青葉区栗生二丁目八番地の三三 小 野 和 宏

宮城県第三区

選 挙 長 仙台市宮城野区鉄砲町一八番地の五 齊藤 幸治
 同職務代理者 宮城郡利府町菅谷台三丁目一五番地の四 伊藤 哲也
 宮城県第四区

選 挙 長 仙台市宮城野区鉄砲町一八番地の五 齊藤 幸治
 同職務代理者 宮城郡利府町菅谷台三丁目一五番地の四 伊藤 哲也
 宮城県第五区

選 挙 長 仙台市泉区高森四丁目二番地の一五 川村 武
 同職務代理者 角田市角田字牛館八七番地一 梶村 和秀
 宮城県第六区

選 挙 長 仙台市泉区高森四丁目二番地の一五 川村 武
 同職務代理者 角田市角田字牛館八七番地一 梶村 和秀
 衆議院比例代表選出議員選挙

選挙分会長 白石市城北町二番一六号 佐々木 とし子
 同職務代理者 仙台市青葉区菊田町三番一号 千葉 武
 ○宮選管告示第百三十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、平成二十四年十二月十六日執行の衆議院議員総選挙における選挙会、選挙分会の場所及び日時は次のとおりとする。
 平成二十四年十二月四日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 光 輝

衆議院小選挙区選出議員選挙選挙会
 一 場 所 仙台市青葉区上杉一丁目二番三号 宮城県自治会館
 二 日 時 平成二十四年十二月十九日 午前十時

衆議院比例代表選出議員選挙宮城県選挙分会
 一 場 所 仙台市青葉区上杉一丁目二番三号 宮城県自治会館
 二 日 時 平成二十四年十二月十九日 午前十時
 ○宮選管告示第百三十四号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条及び同法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十六条で準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条の規定により、平成二十四年十二月十六日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十四年十二月四日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 光 輝

宮城県審査分会長 白石市城北町二番一六号 佐々木 とし子
 同職務代理者 仙台市青葉区菊田町三番一号 千葉 武
 ○宮選管告示第百三十五号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第三十四条で準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、平成二十四年十二月十六日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時は次のとおりとする。
 平成二十四年十二月四日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 光 輝

一 場 所 仙台市青葉区上杉一丁目二番三号 宮城県自治会館
 二 日 時 平成二十四年十二月十九日 午前十時
 ○宮選管告示第百三十六号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである。
 平成二十四年十二月四日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 光 輝

宮城県第一区 候補者一人につき 金 一五、三四七、〇〇〇円
 宮城県第二区 候補者一人につき 金 一五、五五三、八〇〇円
 宮城県第三区 候補者一人につき 金 一三、三六四、五〇〇円
 宮城県第四区 候補者一人につき 金 一四、一四七、一〇〇円
 宮城県第五区 候補者一人につき 金 一三、二七六、〇〇〇円
 宮城県第六区 候補者一人につき 金 一三、四三〇、〇〇〇円
 ○宮選管告示第百三十七号

平成二十四年十二月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求

に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、〇一五

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三八三、四五一

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区	七八、四〇二	岩 沼 選 挙 区	一一、七〇〇
宮 城 野 選 挙 区	五〇、〇七九	登 米 選 挙 区	二二、五二六
若 林 選 挙 区	三五、二六一	栗 原 選 挙 区	二一、一七六
太 白 選 挙 区	六〇、四〇七	東 松 島 選 挙 区	一〇、九一四
泉 選 挙 区	五八、〇七一	大 崎 選 挙 区	三七、〇七六
石 巻 ・ 牡 鹿 選 挙 区	四四、二八六	柴 田 選 挙 区	二二、九九二
塩 釜 選 挙 区	一五、八三一	亘 理 選 挙 区	一三、三〇八
気 仙 沼 ・ 本 吉 選 挙 区	二二、六四〇	宮 城 選 挙 区	一三、六一六
白 石 ・ 刈 田 選 挙 区	一四、四四六	黒 川 選 挙 区	二二、四五七
名 取 選 挙 区	一九、一四六	加 美 選 挙 区	九、二〇八
角 田 ・ 伊 具 選 挙 区	一三、一一八	遠 田 選 挙 区	一一、九九六
多 賀 城 ・ 七 ヶ 浜 選 挙 区	二二、九一九		

○宮選管告示第百三十八号

平成二十四年十二月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

宮城県選挙管理委員会

三八三、四五一

○宮選管告示第百三十九号

平成二十四年十二月三日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、〇一五

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三八三、五三六

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区	七八、四一〇	岩 沼 選 挙 区	一一、七二二
宮 城 野 選 挙 区	五〇、〇七六	登 米 選 挙 区	二二、五三九
若 林 選 挙 区	三五、二五〇	栗 原 選 挙 区	二一、一八五
太 白 選 挙 区	六〇、四二二	東 松 島 選 挙 区	一〇、九三二
泉 選 挙 区	五八、〇九一	大 崎 選 挙 区	三七、〇七四
石 巻 ・ 牡 鹿 選 挙 区	四四、三〇七	柴 田 選 挙 区	二二、〇〇七
塩 釜 選 挙 区	一五、八三七	亘 理 選 挙 区	一三、三一六
気 仙 沼 ・ 本 吉 選 挙 区	二二、六四五	宮 城 選 挙 区	一三、六二五
白 石 ・ 刈 田 選 挙 区	一四、四五三	黒 川 選 挙 区	二二、四六九
名 取 選 挙 区	一九、一五八	加 美 選 挙 区	九、二二三
角 田 ・ 伊 具 選 挙 区	一三、一一二	遠 田 選 挙 区	一一、九九九
多 賀 城 ・ 七 ヶ 浜 選 挙 区	二二、九二四		

○宮選管告示第百四十号

平成二十四年十二月三日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

三八三、五三六

○衆選一告示第一号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区

選挙長 菊 地 光 輝

一 平成二十四年十二月四日から同月十八日まで

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 平成二十四年十二月十九日

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号 宮城県自治会館

○衆選一告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第一区

選挙長 菊 地 光 輝

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十四年十二月十三日 午後五時

○衆選二告示第一号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区
選挙長 菊 地 光 輝

一 平成二十四年十二月四日から同月十八日まで
仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 平成二十四年十二月十九日

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号 宮城県自治会館

○衆選一告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第二区

選挙長 菊 地 光 輝

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日時 平成二十四年十二月十三日 午後五時

○衆選三告示第一号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区

選挙長 齊 藤 幸 治

一 平成二十四年十二月四日から同月十八日まで

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 平成二十四年十二月十九日

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号 宮城県自治会館

○衆選三告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第三区

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁
 選挙長 齊 藤 幸 治

二 日 時 平成二十四年十二月十三日 午後五時

○衆選四告示第一号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区
 選挙長 齊 藤 幸 治

一 平成二十四年十二月四日から同月十八日まで
 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 平成二十四年十二月十九日
 仙台市青葉区上杉一丁目二番三号 宮城県自治会館

○衆選四告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第四区
 選挙長 齊 藤 幸 治

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 平成二十四年十二月十三日 午後五時

○衆選五告示第一号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区
 選挙長 川 村 武

一 平成二十四年十二月四日から同月十八日まで
 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 平成二十四年十二月十九日

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号 宮城県自治会館

○衆選五告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第五区
 選挙長 川 村 武

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 平成二十四年十二月十三日 午後五時

○衆選六告示第一号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第六区における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第六区
 選挙長 川 村 武

一 平成二十四年十二月四日から同月十八日まで
 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 平成二十四年十二月十九日
 仙台市青葉区上杉一丁目二番三号 宮城県自治会館

○衆選六告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第六区における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十四年十二月四日

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第六区
 選挙長 川 村 武

一 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 平成二十四年十二月十三日 午後五時

○衆比選告示第一号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の事務を

行う場所を次のとおり定める。

平成二十四年十二月四日

衆議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 佐々木 とし子

一 平成二十四年十二月四日から同月十八日まで

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 平成二十四年十二月十九日

仙台市青葉区上杉一丁目二番二号 宮城県自治会館

○衆比選告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条の規定による

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会の選挙立会人

のくじは次のとおりこれを行う。

平成二十四年十二月四日

衆議院比例代表選出議員選挙

宮城県選挙分会長 佐々木 とし子

一 場 所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 日 時 平成二十四年十二月十三日 午後五時

○国審告示第一号

平成二十四年十二月十六日執行の最高裁判所裁判官国民審査における宮城県審査分会長の事務を行

う場所を次のとおり定める。

平成二十四年十二月四日

最高裁判所裁判官国民審査

宮城県審査分会長 佐々木 とし子

一 平成二十四年十二月四日から同月十八日まで

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁

二 平成二十四年十二月十九日

仙台市青葉区上杉一丁目二番二号 宮城県自治会館